

[>>在留届](#)

[>>メール発信サービス登録](#)

[>>緊急時の中国語](#)

I お役立ち情報： ご利用に当たって

II 安全情報、中国渡航・滞在に際しての注意事項

1 中国渡航・滞在に際しての総合的な情報

2 査証・滞在について

3 留学のための長期滞在について

4 仕事（出張・就業）のための長期滞在について

5 税関手続き等： 出入国、外貨などの持ち込み・持ち出しについて

6 税関手続き等： 動植物・ペットの持ち込み・持ち出しについて

7 機内制限品・文物等の持ち込み・持ち出しについて

III 婚姻・出生・国籍問題、就学などについて

1 婚姻について

2 出生・国籍問題について

3 就学について

IV その他生活情報

1 健康・医療保険について

2 安全・旅券紛失等について

3 中国元の偽札について

4 中国で運転するには

5 タクシートラブル、忘れ物について

2013年11月22日

I お役立ち情報： ご利用に当たって

「お役立ち情報」は在中国日本国大使館領事相談員が中国を訪問される、または中国に滞在される邦人の方々の利便のため、公開されている情報等をQ/A方式にまとめたものです。本文を読まれる前に次の点にご留意下さい。

1 情報は予告なしに変更されることがあります。

* **黄色表示部分は新法令による変更点です。 ご注意下さい。**

2 情報は北京市を中心にまとめてあります。中国では地方により当局の対応が異なることが往々にしてあります。詳細は管轄地の当局にご確認下さい。

なお、我が国は北京に大使館、瀋陽・青島・上海・重慶・香港に総領事館、大連に出張駐在官事務所を設置しており、各館毎に管轄を定めています。訪問・滞在される地方に応じて各館のHP等もご参照いただければ幸いです。

管轄はこちら：http://www.cn.emb-japan.go.jp/aboutus_j.htm

3 手続き所要日数、料金などについての詳細は担当の当局にご確認下さい。

注：中国では法令等で行政当局に対し、「申請者にXX日間以内に回答すること」と義務づけている場合があります。そのため、公式に聞くと「所要期間はXX業務日」と回答されることがありますが、実際はそれより短い期間で許可されることがあります。

4 中国当局への申請書類の記載事項、記載要領など具体的な手続きや申請・証明用紙等の詳細は担当当局へお問い合わせ下さい。

不明な点、またご指摘の事項がございましたら、下記までご連絡下さるようお願いいたします。

ryoji@pk.mofa.go.jp

010-6532-5964

+86-10-6532-5964 (日本から)

在中国日本国大使館 領事相談員

2013年11月22日



II 安全情報、中国渡航・滞在に際しての注意事項

1 中国渡航・滞在に際しての総合的な情報

Q1： 中国へ渡航するにあたっての注意事項を教えてください。

A： まず、外務省ホームページの「**海外安全情報**」をご覧ください。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo.asp?id=009#header>

「**海外安全虎の巻**」も役に立ちます。

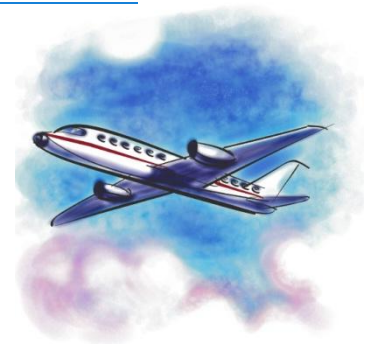
http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html

それから、当館の「**安全の手引き**」をご覧ください。

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho120220_j.htm

また、当館では必要に応じてホームページ及び「**メール発信サービス**」

<http://www.mailz.emb-japan.go.jp/cmd/cn.html> にて別途注意喚起を行っております。



Q2： 中国当局が安全についてのパンフレットを発行していると聞きましたが。

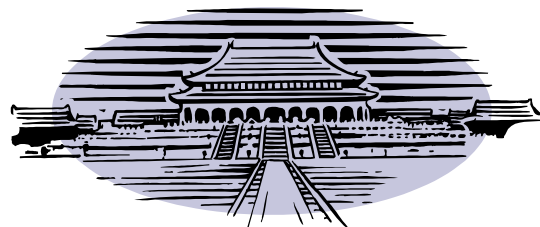
A： 北京市公安局では滞在時の注意事項などを案内しています。中国語と英語のみで、日本語のものは発行されていないようです。

北京市公安局ホームページ 外国人安全サービス手冊

http://www.bjgaj.gov.cn/web/detail_getWsgsInfo_275851_col2081.html

北京市公安局ホームページ Foreigner's Booklet on Security & Service in

Beijing <http://www.bjgaj.gov.cn/eng/contentAction.do?methodname=getArticleContentWsgs&id=275857>



2 査証・滞在について

Q1: 中国へは査証（ビザ）なしで行けると聞いたのですが。

A: 一般旅券を所持する日本国民^(注1)が観光、商用、親族・知人訪問、乗り継ぎの目的^(注2)で中国を訪問する場合、査証免除にて入国して最長15日間滞在できます。ただし、再入国禁止措置が取られている、旅券が汚損しているなどの事由で入国拒否される事例があります。「15日間」には到着日も含みますので、例えば「月曜日に入国した方は次の、次の月曜日まで」滞在できます。オーバーステイしないようくれぐれもご注意ください。

^(注1) 外交旅券・公用旅券所持者は査証免除対象外です。所定の査証を取得後訪中してください。

^(注2) 一般旅券を所持していても留学、就労、定住、取材の目的で訪中する場合は査証免除対象外ですのでご注意ください。

Q2: 一般旅券の残存期間が1カ月を切っていますが、査証免除で渡航できますか。

A: 法令上の制限はありません。ただし旅券の残存期間があまりに短いと入国の意図を疑われかねない、また急病などで滞在延長せざるを得ない場合・やむを得ず日本以外の外国へ出国しなければならない場合などに難しい事態に陥る可能性があります。旅券の残存期間については十分な余裕を持たせた上で旅行プランをたてることをお勧めします。

Q3: 中国査証の取得方法を教えてください。

A: 中国査証は観光・訪問・留学・就労など目的別に分かれています。詳細は駐日中国大使館・領事館の案内をご覧ください。

駐日中国大使館（各領事館にリンクしています。）

* 2013年9月1日、新「中華人民共和国入境出境管理条例」が施行され、ビザの種類などが変更になりました。ご注意ください。

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/hzqzyw/t1071920.htm>

Q4: 一般旅券の残存期間が6カ月を切っていますが、査証を申請できますか。

A: できません。駐日中国大使館・領事館では申請時に「パスポートは6ヵ月以上有効期間があり、パスポートの空白ビザページが2ページ以上必要」と規定しています。



Q5: 滞在を延長したいのですが。

A: 「滞在期間を十分にカバーする査証を取得して訪中する、査証の有効期限内に出国する。」のが原則です。

やむを得ず延長（新たに査証を取得する）する場合は、現地の公安局出入境管理局に申請します。申請手続きは現地のビザ代行業者（旅行社）に依頼するのが便利でしょう。（申請すれば必ず取得できる、という性格のものではないことをご承知おきください。）

*** 2013年9月1日の条例改正にあたり、「査証の延長申請は期限満了の7日前までに行うこと。」と規定されましたのでご注意ください。**

Q6: 滞在延長の手続きを教えてください。

A: 観光目的で入国し、滞在延長申請を行う場合は「臨時住宿登記表」等が求められます。

訪問査証で入国し、滞在延長申請を行う場合は「接待単位からの公函（保証書）」等が求められます。

詳しくは：

L-観光査証 北京での申請手続き：[PDFはこちら](#)

F-訪問査証 北京での申請手続き：[PDFはこちら](#)

Q7: 「臨時住宿登記」とは何ですか。

A: 中国では 到着後 24 時間以内に公安当局（派出所）に登録すること を義務付けています。

詳しくは：

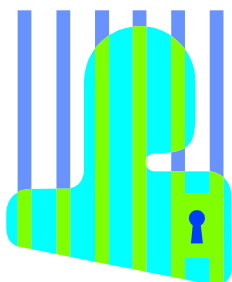
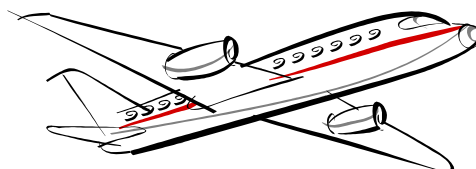
http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho110901_j.htm

Q8: 一般旅券の残存期間があまりないのですが、査証延長申請できますか。

A: 旅券残存期間を限度とする延長申請が可能です。ただし、受理、許可をするかどうかはあくまで公安当局の判断によることをご承知おきください。

Q9: オーバーステイするとどうなるのですか。

A: 外国人の出入国に関する国内法によれば、「警告、または1日500元、上限10,000元の科料または5~15日の拘留」が科されます。警告だけで済む場合は少なく、また情状が重いと判断されると強制出国、再入国拒否（最長10年）などのより重い処分を受けることがあります。また、出国許可まで長期間待たされることになり、時間的・経済的損失を被ることになります。



3 留学のための長期滞在について

Q1: 「臨時住宿登記」とは何ですか。

A: 中国では滞在期間の長短、訪問の目的を問わず
到着後 24 時間以内に公安機関（派出所等）に登記
することを義務付けています。

詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho110901_j.htm



Q2: 「居留許可」とは何ですか。

A: 中国に長期間滞在する外国人に対する「滞在許可」及び「数次査証」だとお考えください。公安局（出入境管理处）に申請し（入国の日から 30 日以内に行う必要があります）、認められると居留許可証が旅券に貼付されます。居留許可を取得するとその期間内その目的のために滞在でき、またその期間内の出入国が可能です。

* (留学目的居留許可で、「勤工助學」の許可なしに就業することは違法行為で、取り締まりの対象になります。) なお、居留許可の延長については、法律上では、居留許可の期限が切れる 30 日前までに申請をする必要があります、また審査期間として法律上では最大 15 営業日（実質 3 週間、祝日を含む場合はそれ以上）とされています。

* 各地の公安局で扱いは異なりますのでご注意ください。

Q3: 「在留届」とは何ですか。

A: 外国に 3 ヶ月以上滞在する人は、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を提出するよう義務付けられています。

詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/zairyu_j.htm

「メルマガ登録」もよろしく。

<http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/cn.html>

Q4: 中国に短期間留学したいのですが。

A: 6 か月以内の短期留学・研修には「X2 ビザ」 「訪問ビザ (F)」が必要です。

詳しくは：

* 2013 年 9 月 1 日より従来の F-ビザが「X2 ビザ」に変更になりました。 ご注意ください。

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/hzqzyw/t1071920.htm>

- * 「居留許可」手続きは不要です。ただし「一次入境」ビザで入国後、その滞在期限内に出国するとそのビザは使用済み、無効となるのでご注意ください。

Q4: 中国に長期留学したいのですが。

A: 6か月を超える留学には「留学ビザ」**「X1ビザ」** ~~「X」~~が必要です。

詳しくは:

- * **2013年9月1日より「X-ビザ」が「X1ビザ」に変更になりました。ご注意ください。**
(なお、短期留学にはX2ビザが必要です。)

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/hzqzyw/t1071920.htm>

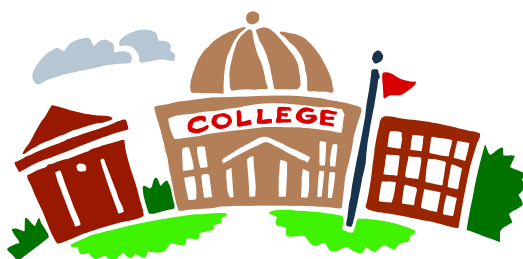
- * 入国後30日以内に公安局(出入境管理处)に「居留許可」を申請する必要があります。居留許可取得後、その期間内の滞在・出入国が可能です。
- * (留学目的居留許可で、「勤工助學」の許可なしに就業することは違法行為で、取り締まりの対象になります。) なお、居留許可の延長については、法律上では、居留許可の期限が切れる30日前までに申請をする必要があります、また審査期間として法律上では最大15営業日(実質3週間、祝日を含む場合はそれ以上)とされています。
- * 各地の公安局で扱いは異なりますのでご注意ください。

Q5: 「留学ビザ(X1)」を取得して入国したのですが、まだ居留許可を申請していません。急用で帰国し、戻ってきてから30日以内に居留許可を申請することができますか。

A: できません。留学ビザは「申請から3ヶ月以内に中国に1回入国することを認める。」趣旨で発行されます。居留許可取得前に出国するとそのビザは無効、手続きを最初からやり直すこととなります。

Q6: 居留許可を得てA大学に留学しています。B大学に移りたいのですが、この居留許可で構いませんか。

A: A大学への留学目的で得た居留許可でB大学に通うことはルール違反です。あなたに入学を許可し、居留の保証をしているのは、A大学です。大学を変更する場合、必ずA大学に相談してください。通常は、その居留許可を取り消し、改めてB大学での居留許可取得手続きを行うこととなります。A大学に無断でB大学に移った場合、A大学の対応次第では「不法滞在」扱いになってしまうこともあり得ますのでご注意ください。



4 仕事（出張・就業）のための長期滞在について

Q1: 「臨時住宿登記」とは何ですか。

A: 中国では滞在期間の長短、訪問の目的を問わず
到着後 24 時間以内に公安機関（派出所等）に登記
すること を義務付けています。

詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho110901_j.htm



Q2: 「居留許可」とは何ですか。

A: 中国に長期間滞在する外国人に対する「滞在許可」及び「数次査証」だとお考えください。公安局（出入境管理处）に申請し（入国の日から30日以内に行う必要があります）、認められると居留許可証が旅券に貼付されます。居留許可を取得するとその期間内その目的の為に滞在できます。期間内の出入国が可能です。

* （留学目的居留許可で、「勤工助学」の許可なしに就業することは違法行為で、取り締まりの対象になります。）

なお、居留許可の延長については、法律上では、居留許可の期限が切れる30日前までに申請をする必要があります、また審査期間として法律上では最大15営業日（実質3週間、祝日を含むとそれ以上）とされています。

* 各地の公安局で扱いは異なりますのでご注意ください。

Q3: 「在留届」とは何ですか。

A: 外国に3ヶ月以上滞在する人は、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を提出するよう義務付けられています。

詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/zairyu_j.htm

「メルマガ登録」もよろしく。

<http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/cn.html>

Q4: 業務で中国に10日ほど出張します。ビザが必要ですか。

A: 一般旅券をお持ちの方であれば、商用であっても査証免除にて入国して最長15日間滞在できます。

「2 査証・滞在について Q1」 をご覧ください。

Q5: 業務で数ヶ月間滞在します。

A: 中国へ商用で渡航する場合は「商用ビザ (M)」、視察、科学技術や文化、スポーツなどの交流等の目的で渡航する場合は「訪問ビザ (F)」を申請します。

詳しくは：

* 2013年9月1日より短期の「商業貿易活動をする者」に対しては従来の「F-ビザ」に替えて「Mビザ」が発行されることになりました。ご注意ください。

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/hzqzyw/t1071920.htm>

* M-ビザ・F-ビザは入国後の「居留許可」手続きは不要です。ただし「一次入境」ビザで入国後、その滞在期限内に出国するとそのビザは使用済み、無効となるのでご注意ください。

* M-ビザはあくまで「商用で渡航している。」扱いになります。中国の単位（会社等）に所属してその単位から給与などの労働対価を得ることはできませんのでご注意ください。

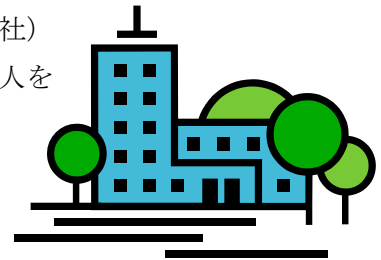
Q6: 中国の支店・関連会社に転勤、または中国の会社に就職することになりました。

A: 外国人が就労目的で訪中する場合、就労先の単位（法人・会社）が所在地を管轄する「人力资源和社会保障局」に申請して、外国人を働かせるための「就業許可」を取得する必要があります。

その後本人が「就労ビザ (Z)」を申請します。

詳しくは：

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/hzqzyw/t1071920.htm>



* 入国後 30 日以内に公安局（出入境管理处）に「居留許可」を申請する必要があります。居留許可取得後、その有効期間内であれば滞在・出入国を繰り返すことが可能です。

Q7: 「就労ビザ (Z)」を取得して入国したのですが、まだ居留許可を申請していません。急用で帰国し、戻ってきてから 30 日以内に居留許可を申請することができますか。

A: できません。就労ビザは「申請から 3 ヶ月以内に中国に 1 回入国することを認める。」趣旨で発行されます。そのビザは使用済みとなり、手続きを最初からやり直すことになります。

Q8: 居留許可を得て A 市の B 社で働いています。C 市の D 社にしばらく出張しますが、この居留許可で構いませんか。

A: 構いません。ただし、「臨時住宿登記」が必要であることをお忘れなく。

Q9: 就業許可・居留許可を得てB社で働いていましたが、そこを辞めてD社に再就職することになりました。この就業許可・居留許可で構いませんか。

A: 新たに就業許可・居留許可を取得する必要があります。B社の協力を得ることができる場合に限って、より簡便な手続きで変更することができるようです。両社に相談してください。



5 税関手続き等： 出入国、外貨などの持ち込み・持ち出しについて

Q1: 中国出入国に際しての税関の規定を教えてください。

A: 下記ホームページが参考になります（英語）。

上海税関ホームページ

<http://shanghai.customs.gov.cn/Default.aspx?tabid=5674>

また、インターネットで「中国税関申告書」と入力すると制限物品や申告書の記入方法などの情報が得られますのでご活用ください



Q2: 外貨の持ち込み・持ち出し制限がありますか。

A: 5千米ドル相当を超える外貨を持ち込む場合は税関への申告が必要です。

持ち込み額の制限規定はありませんが、持ち込み額があまりに多額となる場合には事情聴取の対象になる可能性があります。

申告なしでの持ち出し可能額も5千米ドル相当額までです。5千米ドル相当を超え1万米ドル相当までは、預金銀行で許可証（外匯携帯証）を取得して税関に提示することにより持ち出し可能です。

1万米ドル相当を超える持ち出しについては外貨管理局の許可が必要となり、個人での手続きは困難なものと思われます。

なお、入国時に持ち込んだ現金を使いきれずにこの制限をオーバーしている場合、入国時の申告書を提示すれば、その金額内の外貨持ち出しが可能です。

数百万円の現金を無申告で持ち込み、使いきれずに帰国時に多額の現金を押収された例があるのでご注意ください。

Q3: 中国元の持ち込み・持ち出し制限がありますか。

A: 中国人民幣については持ち込み、持ち出しともに2万元までに制限されています。申告すればそれ以上持ち込める・持ち出せる、ということではないのでご注意ください。

Q4: 入国時に外貨を中国元に両替したのですが、残ってしまいました。

A: 帰国の際に残った人民幣を外貨（円やドル等）へ換金する場合は、外貨から人民幣へ換金した際の換金証明書「兌換水単」があれば、その範囲内で外貨へ換金できます。換金証明書は大事に保管しておきましょう。
* 少額の場合、証明書不要の場合があります。



6 税関手続き等： 動植物・ペットの持ち込み・持ち出しについて

Q1: 動植物の携帯輸入はできますか。

A: 中国は動植物の携帯（または郵送）輸入を厳しく規制しています。輸入はほぼできないものとお考えください。果物・野菜・種子・苗などは輸入禁止です。生きた犬・猫以外の動物及び動物製品もほとんど輸入禁止です。例えばバター、卵・マヨネーズなども輸入禁止ですのでご注意ください。

下記が規制リストです（中国語）。

中华人民共和国禁止携带、邮寄进境的动植物及其产品和其他检疫物名录

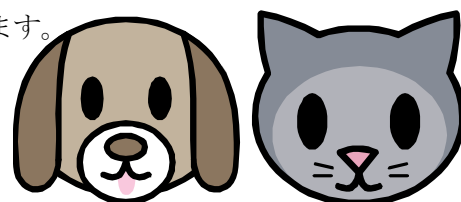
http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201202/t20120224_2489665.htm

Q2: ペットの犬・猫の輸入・輸出手続きを教えてください。

A: 中国では、今でも年間2千人近くが狂犬病で死亡しています。狂犬病が比較的少ない日本から犬・猫を持ち込む際の検疫期間は、いくらか短縮されました。

中国から日本へ持ち帰る場合は、さらに厳格な手続きが必要です。下記ホームページをご覧ください。

狂犬病について



http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho120710_j.htm

日本からペットの犬・猫を中国に連れて行くには

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/animal-jtoc_j.htm

犬・猫等の中国から日本への持ち込み（北京における手続き）

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/animal-ctoj_j.htm

Q3: 犬・猫以外のペットの持ち込みも可能ですか？

A: できません。中国への動物の持ち込みは原則的に禁止されており、犬・猫のみを例外としています

Q4: 犬・猫以外の動物を日本に持ち帰ることは可能ですか？

A: 日本の輸入規制（農水省・厚労省・環境省・経産省など）を確認し、必要に応じて中国当局の許可を得ることになります。航空機での輸送が可能かどうかは各航空会社にお問い合わせ下さい。

例えば、うさぎについては輸出国の「検査証明書」の添付が義務付けられています。要件が厳しく、多くの努力をしたが最終的に中国当局の「検査証明書」を取得できなかった、といった話も聞きます。

また、販売目的で希少種の鳥類・蝶類を持ち出そうとして押収・拘束された外国人の事例があります。ご注意ください。

動物検疫所ホームページ： ペットの輸出入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/index.html>

税関ホームページ： ワシントン条約等

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/washington/topcontents_jr.htm

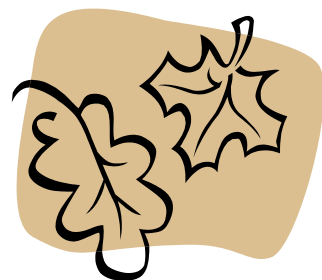
Q5: 植物を日本に持ち帰ることはできますか？

A: 土が付いているものは一切持ち込めません。検査なしで持ち込めるのは「お茶」と「まつたけ」くらいだとお考えください。

オレンジ・柿・トマト・きゅうりなどは持ち込み禁止。パイナップルなどは検査に合格すれば持ち込めます。下記リストを確認の上、植物防疫所にお問い合わせください。

<http://www.pps.go.jp/travelerss/view/imp/list.html?id=16>

また、中国では「危機に瀕している動植物」「保護すべき動植物」についての厳しい規定があります。奥地で変わった葉っぱを見つけ、ついポケットに入れてしまった研究者が当局に踏み込まれて事情聴取を受けた事例があります。珍しいから、もったいないから、と安易に植物を持ち帰ることは止めましょう。

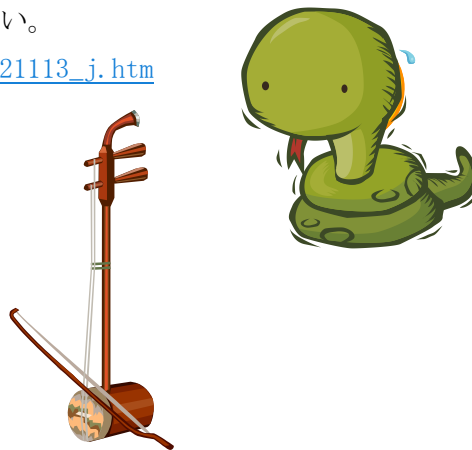


Q5： 楽器の二胡を持ち帰りたいのですが。

A： 二胡には蛇皮が使われており、ワシントン条約に抵触する恐れがあるので自由に日本に持ち帰ることはできません。

下記ホームページをご覧の上、手続きをして下さい。

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho121113_j.htm



7 機内制限品・文物・薬物などの持ち込み・持ち出しについて

Q1： 航空機で移動する場合の制限品の持ち込み規制について教えてください。

A： 液体物の機内持ち込みが厳しく制限されていることはご存じのことと思います。

<http://www.mlit.go.jp/common/000015935.pdf>

その他にも多くの持ち込み禁止・制限品があります。
規制は国によって違うので注意が必要です。 また、
機内持ち込みかお預け手荷物かでも規制が異なります。

日本の規制は下記国交省ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/000185234.pdf>

また、ご利用予定の航空会社のホームページもご参照下さい。



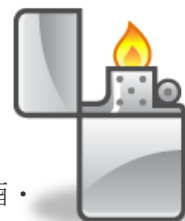
Q2： ライターの持ち込みは可能ですか。

A： 日本出国時は1個のみ機内持ち込みできます。 ただし中国国内では機内持ち込み禁止ですので帰国時には放棄することになります。 「父親の形見」の大事なライターを放棄せざるを得なかった事例があります。 ご注意ください。

Q3： 乗り継ぎをするのですが注意することがありますか。

A： 液体物の機内持ち込み制限は乗り継ぎ時にも適用されます。

米国から成田経由で上海に向かった旅客が米国→成田間の機内で買った酒・化粧品を成田で機内持ち込みできなかった事例があります。



ライターについては、日本から中国経由で海外または中国国内に乗り継ぐ際には機内持ち込みできません。

詳しくはご利用予定の航空会社のホームページをご参照下さい。

Q3: 持病があるので注射針を機内に持ち込みたいのですが。

A: 自己使用であれば基本的に可能です。予約時に航空会社へその旨申し出て相談して下さい。

Q4: 展示目的で美術品を中国に持ち込みたいのですが。

A: 「美術品輸出入管理規定」によると事前に管轄地の文化行政庁（文化部等）へ申請し、許可書を税関に提示すること、となっています。

美術品（または美術品と判定されそうなもの）を許可なしに持ち込んで輸入許可がおりなかった事例、また無許可で持ち込んで出国時に差し押さえられた、鑑定にまわされて持ち出せなかった、などの事例があります。事前に受け入れ団体に手続きを行わせて下さい。

Q5: 文物に興味があり、地方で手に入れた骨董品らしきものを持ち帰りたいのですが。

A: 中国は文物の国外流出に厳格に対応しています。鑑定を経て輸出許可を得たもののみ輸出可能で、その際でも税関に申告する必要があります。模造品を入手する場合には正規の店で輸出可能であることを確認して購入し、領収証などで証明できるようにしておきましょう。

その「骨董品らしきもの」を税関に申告すると鑑定に回される（当然その日に持ち出せません）または押収される可能性があります。また、税関申告なしに持ち出そうとして咎められた場合は刑法が適用される可能性があります。刑罰は5年以上10年以下の懲役、情状が重いと無期懲役となることもあります。



Q6: 「本物のトラ皮だ。」という敷物を買って持ち帰ることはできますか。パンダのはく製らしきものも売っていましたが。

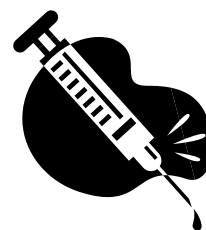
A: 中国には「危機に瀕している動植物」「保護すべき動植物」についての厳しい規定があります。その品物を税関に申告するとワシントン条約や上記規定に違反するものでないかどうか鑑定に回される（当然その日に持ち出せません）、または押収される可能性があります。また、税関申告なしに持ち出そうとして咎められた場合は刑法が適用される可能性があります。



刑罰は5年以上10年以下の懲役、情状が重いと無期懲役となることもあります。

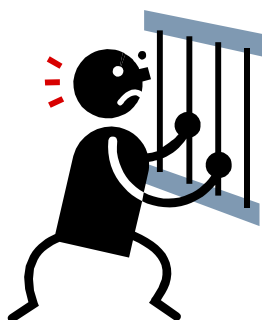
Q7: 中国は薬物犯罪について厳しい対処をする、と聞きましたが。

A: その通りです。中国では、薬物の密輸、販売、運搬または製造について、厳しい罰則が設けられており、薬物の量が大量であるなどと認定されると、無期懲役または死刑が適用されることがあります。外国人が極刑に処せられた事例もあります。



残念ながら中国にはそのような誘惑のある場所が実在します。そのような人・場所には決して近づかないようにしましょう。

また、他人から頼まれた荷物を持ち出そうとしたところ、それが違法物品であるとして拘束された事例があります。「見知らぬ他人の荷物は預からない。たとえ知人であっても、中身の確認できない荷物の運送は引き受けない。」鉄則を守りましょう。



Ⅲ 婚姻・出生・国籍問題、就学などについて

1 婚姻について

Q1: 中国の人と結婚することになりました。

A: おめでとうございます！

日本では「婚姻届」を出せばよいのですが、中国では「婚姻登記」手続きが必要です。登記済みの夫婦には「結婚証」が交付されます。中国では重要な官庁への手続きの際に「結婚証」の提示を求められることが多々あります。「結婚証」は大事に保管しておきましょう。

先に日本で届け出ると中国での「婚姻登記」に必要な「婚姻要件具備証明（通称：独身証明）」が取得できないことになり、登記手続きができないこととなります。「結婚証」は取得できません。中国人配偶者が未婚のままだと困るので、戸口（戸籍）上の「未婚」を「已婚（既婚）」に変更する手続きを行うこととなります。そのため、当館では「先に中国での婚姻登記を済ませること」をお勧めしています。

詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/konin_j.htm



2 出生・国籍問題について

Q1: 中国人の配偶者との間に子が誕生します。

A: おめでとうございます！

日本人と中国人の配偶者との間に生まれた子については両国の国籍法の違い等により多くのトラブルが発生しています。

例えば、公安局（出入国管理処）に査証等を申請に行き、「この子は中国国籍に入籍していないし、日本旅券を持っているので日本人です。」と主張しても、「いや、その子は中国人なのです。」と言われて手続きができない場合があります。後悔先に立たず、ぜひ事前に手続きを確認してトラブルを未然に防いで下さい。

手続きは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/shuseei_j.htm



3 就学について

Q1: 子の海外での就学について全般的な情報が欲しいのですが。

A: 「海外子女教育振興財団」のホームページが役に立ちます。

<http://www.joes.or.jp/>

Q2: 北京日本人学校について教えて下さい。

A: 北京日本人学校に入学・編入するには旅券（国籍）、居留条件、日本語能力などの要件があります。下記ホームページで情報を確認の上、学校に相談して下さい。

<http://www.jsb.org.cn/>



IV その他生活情報

1 健康・医療保険について

Q1： 風邪をひいたのか、体調不良です。

A： お困りですね。 北京の医療事情は従前に比べ大分改善されました。 日本語の通じる病院も多くあります。 下記ホームページをご覧ください。

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/hospital_j.htm

中国に限らず海外での医療費は総じて高額です。 ぜひ、海外旅行（医療）保険をかけてから来華ください。 病院によってはキャッシュレス・サービス対応が可能です。



Q2： 重症で緊急に帰国する必要があります。

A： 至急保険会社に連絡して下さい。

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/credit_card_j.htm

実務は保険会社が指定する医療アシスタンス会社に対応することになります。

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/assistance_j.htm

なお、上記ホームページの医療アシスタンス会社は保険なしでも対応してくれますが、かなり高額になります。

Q3： 海外旅行（医療）保険をかけていません。

A： 自己負担することになります。 なお、国民健康保険被保険者の場合は海外療養費が支払われることがあります。 詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho080728_j.htm

* クレジット・カードに海外旅行（医療）保険が付保されていることがあります。 ご確認下さい。

2 安全・旅券紛失等について

Q1: 北京の緊急電話を教えてください。

A: 警察: 110

交通事故: 122



消防: 119

救急車: 999 又は 120

* なお救急車は有料です。



Q2: 犯罪被害に遭いました。

A: 至急警察(110)に連絡して下さい。事件発生地を管轄する派出所が対応します。(管轄地以外の派出所は対応しないのが原則です。) また、その旨大使館(6532-5964)又は管轄する総領事館・事務所へ連絡下さい。

Q3: 旅券を紛失してしまいました。

A: 中国では旅券を紛失すると宿泊・国内移動もままなりません。十分お気をつけ下さい。

紛失時の手続きは:

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passflow_j.htm

Q4: クレジット・カードを紛失しました。

A: 至急カード会社に連絡して使用停止手続きを取って下さい。連絡先は:

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/credit_card_j.htm

Q5: トラブルがあって訴えたいのですが。

A: 当地でも、日本語対応可能な弁護士事務所があります。その一部については以下で紹介しています。

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/lawyer_j.htm

3 中国元の偽札について



Q1: 中国での人民元の偽札について。

A: 残念ながら中国国内には偽札がかなり多く出回っています。大量の偽造紙幣を持った運び屋を検挙した、との報道も目にします。以前は10元札の偽札もありましたが、最近では50元・100元の高額紙幣に限られているようです。

Q2: 具体的にどういったケースで偽札をつかまされますか？

A: たとえばタクシー料金支払い時に起こったケースは次のとおりです。運転手が100元札を受け取った後、手元で偽札にすり替えて「これは偽札なので他の札を。」と言って正規の札と引き替えに偽札を渡す手口です。



酒席から帰宅途中の方が当日ATMからおろしたばかりの100元札をタクシー運転手に渡したところ偽札だと言われ、別の100元札を出したところ、これも偽物だと言われてまた別の札を渡し、結局10枚ほど偽札にすり替えられてしまったという例もあります。

Q3: 偽札をつかまされない方法を教えてください。

A: 夜間のタクシー等で100元札を出さないように小額紙幣を持ち歩くこと。100元札はデパート・コンビニなど信用できる店で使うよう心がけましょう

Q4: 偽札をつかまされた場合、本物（真券）に交換してもらうことはできますか？

A: できません。銀行に届け出て真贋を判定してもらうことは可能ですが、偽札と判定された場合没収されます。（「假币收缴凭证」という受取証を渡してくれます。）

Q5: 偽札を所持していても問題ないですか？

A: 財布の中まで調べられることはあまりないかと思いますが、偽札であることを知りながら「使用した」、「使用するつもりで所持している」、と判定された場合には行政処罰（15日間以下の拘留と1万元以下の罰金）が科されることとなります。

また「大量に偽造した、所持・使用した」場合には刑罰が科されます。なお偽造通貨所持・使用の最高刑は10年以上の有期懲役・財産没収、通貨偽造罪の最高刑は死刑・財産没収です。

4 中国で運転するには

Q1： 日本の運転免許証、国際運転免許証を持っています。 中国で運転できますか。

A： 中国では日本の運転免許証や国際運転免許証で運転することは認められません。 中国の運転免許証を取得する必要があります。

中国は交通事情、事故処理方式等も日本とは大きく異なります。 そのため、中国に滞在される邦人の中でご自身が運転なさる方は少ないのが現状です。 中国での駐在経験が豊富で中国語も堪能である方以外には中国での運転はお勧めできません。

詳しくは：

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho121212_j.htm

5 タクシートラブル、忘れ物について

Q1： 支払ったタクシー料金に疑義があります。

A： タクシー関係のトラブルは交通委員会又は消費者センターに届け出ます。 犯罪がらみと思われる場合は警察に届けて下さい。

会社名など、領収証のデータを提供すると調査がよりスムーズにいきます。

万々に備えて、降車時には必ず領収証を受け取るようにしましょう。

* 偽メーターを備えた偽タクシーが出没することがあります。 タクシー利用時には十分ご注意ください。

交通委員会： 6835-1150

消費者投訴： 12315 または 96315

Q2： タクシーにカバンを置き忘れてしまいました。

A： 交通委員会またはタクシー遺失物センターへ届け出て下さい。

交通委員会： 6835-1150

出租车遺失物品報失： 6204-1111

